

裁判官認印



第 1 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 28 年 (ワ) 第 3 号
期 日 平成 28 年 3 月 4 日 午前 10 時 00 分
場所及び公開の有無 奈良地方裁判所民事部法廷で公開
裁 判 官 森 川 さ つ き
裁 判 所 書 記 官 山 口 悠 子
出頭した当事者等 原告代理人 大澤武史
同 平山浩一郎
同 山本一貴
同 秀 桜子
被告 宮内正巖
被告代理人 阪口徳雄
同 佐藤真理
同 白井啓太郎
同 安藤昌司
同 辰巳創史
同 星 雄介
指 定 期 日 平成 28 年 5 月 13 日 午後 1 時 15 分
弁 論 の 要 領 等

原告

訴えの変更申立書（平成 27 年 10 月 22 日付け）陳述

被告

1 答弁書（平成 28 年 2 月 26 日付け）陳述

- 2 別紙のとおり陳述
- 3 原告の債務不履行について主張・立証を準備する。（書面提出期限：平成28年4月15日）

原告

被告の上記主張に対し反論する。（書面提出期限：平成28年4月15日）

裁判所書記官 山口悠子

(別紙)

平成 28 年 (ワ) 第 3 号 放送受信料請求事件
 原告 日本放送協会
 被告 宮内正巣



第 1 回口頭弁論における意見陳述書

2016年3月4日

奈良地方裁判所 民事部
 4B係 御中

被告訴訟代理人
 弁護士 佐藤 真理



第 1 回口頭弁論に当たり、答弁書を補充して若干の点について意見を述べる。

1 放送受信契約の法的性質について

(1) 放送法 64 条 1 項は、「テレビを設置した者は NHK とその放送の受信についての契約を締結しなければならない。」と定めているが、「テレビを設置した者は NHK に受信料を支払わなければならない」とは規定していない。

このように、放送法は「受信契約」の締結を義務付けているが、税金・社会保険料のように法律で受信料の徴収権を NHK に付与していないのである。

(2) 放送受信契約の法的性質は、受信の対価として受信料を支払うという継続的な有償双務契約と解される。

答弁書で引用したとおり、東京高等裁判所平成 24 年 2 月 29 日判決（判例時報 2143 号 89 頁）においても、「受信料とは文字どおり受信（視聴可能性）の対価であり、受信と受信料に対価性があることは明白である」と判示されているのである。

2 放送法の遵守が放送受信契約の内容になっている

(1) 放送法 4 条

放送法 4 条は、放送事業者は、放送番組の編集にあたって、①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的に公平であること、③報道は事実をまげないですること、④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること、の 4 つを遵守しなければならないと規定している。

(2) NHK 設置等の目的

NHKが設置された目的は、憲法21条が保障する「報道の自由」と「国民の知る権利」を実効化するためである。そのために、放送法15条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・・放送を行う」ことを定めている。

これに対し、放送受信者（国民）が受信料を支払うことを契約内容にしたのは、国やスポンサー（廣告主）等の影響を出来るだけ避けて、自主的、自立的に番組編集を行えるようにするためである。

NHKは、上記の目的を達するために、放送番組編集の準則を遵守した「豊かで、かつ、良い放送番組」を放送する義務があり、これに対応して、放送受信者（国民）は、かかる放送を受信する対価として受信料を支払うという契約を締結しているのである。

したがって、「放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送すること」は、当然に、放送受信契約の内容になっているというべきである。

このように、放送法4条1項各号を遵守することは、放送受信契約の内容になっているので、NHKは、単に「放送事業者」として同条項各号の遵守を求められているのではなく、個別の放送受信契約者に対しても、同条項各号を遵守した放送番組の放送を行う義務を負っているのである。

3 2012年末の衆議院選挙に関するNHKの報道は放送法4条に違反していた。

答弁書では、2012年末の衆議院選挙に関するNHKの報道が、放送法4条2号「政治的に公平であること」、同4号「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」に違反して、「2大政党」と「第3極」の報道に偏重し、「政権選択」の選挙への誘導を行っていたことを詳しく解明し、主張した。

4 その後も続く放送法違反

2014年1月25日、柳井勝人氏が原告の会長に就任し、同氏は就任会見において「政府が右を向けという時にNHKが左を向くことができない」などと発言した。

柳井氏の会長就任後の原告の放送法違反はさらに顕著となり、「安倍チャンネル」と指摘される現状がひどくなっている。

被告は、柳井会長就任後から現在に至る原告の放送法違反の実態について、追って詳細に主張する予定である。

5 高市総務大臣発言

高市早苗総務大臣は、2月8日の衆議院予算委員会で、野党議員の

「憲法 9 条改正に反対する内容を相当の時間にわたって放送した場合、電波停止になる可能性があるか」との質問に対し、「放送局が政治的な公平性を欠く放送を繰り返し、行政指導しても全く改善されない場合、それに対して何の対応もしないと約束するわけにいかない」と述べ、政府が放送局に対し「放送法 4 条違反を理由に電波法 76 条に基づいて電波停止を命じる可能性」に言及した。菅官房長官や安倍総理も、この発言を「当然のこと」「問題ない」として是認している。

しかし、このような発言や政府の姿勢は、明確に放送法 4 条に違反するものである。

放送法 4 条が放送事業者の番組編集基準の一つとして「政治的に公平であること」を挙げているが、これは放送法 1 条二号に於いて「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること」を放送法の目的と定めていることに対応する。1950 年の放送法の制定時にも、当時の政府は国会で「放送番組については、放送法 1 条に放送による表現の自由を確保することを根本原則として掲げており、政府は放送番組に対する検閲、監督等は一切行わない」と説明していたのである。

このように憲法 21 条、放送法 1 条に照らせば、放送法 4 条は、政府による放送内容への規制・制限の法規範になるものではなく、放送事業者の自律性における倫理規定に過ぎないことは明らかである。

政治的公平を口実とする政府による報道機関への干渉、介入、規制は、報道機関の報道・表現の自由を牽制し、委縮させるもので、我が国の民主主義を危うくするものである。

戦後日本は、2 度と戦争はしないとの「不戦の誓い」のもとに、平和国家、民主国家として再出発した。しかるに、昨年 9 月に、違憲の戦争法案が強行採決により「成立」させられた今日、日本は、米国と共に海外で戦争する国に踏み出そうとしている。戦前のような国家による報道統制につながるような動きは絶対に許してはならない。

6 合議体での審理を求める。

本件は、4 万余円の放送受信料請求訴訟であるが、争点は、原告と被告間の放送受信契約の時期、内容、被告による放送受信料の支払中止の経過等にとどまらず、放送受信契約の法的性格、受信料の法的性格、原告（NHK）の放送法遵守義務と受信契約者の義務との関係等、重要な論点が多数含まれる複雑な事案であり、社会的影響もきわめて大きい。

よって、既に簡易裁判所に対する移送申立書で述べたが、改めて、裁定合議事件として本件を合議体にて審理されるよう要請する。

以上



第 2 回 口 頭 弁 論 調 書

事 件 の 表 示 平成 28 年 (ワ) 第 3 号

期 日 平成 28 年 5 月 13 日 午後 1 時 15 分

場所及び公開の有無 奈良地方裁判所民事部法廷で公開

裁 判 官 森 川 さ つ き

裁 判 所 書 記 官 山 口 悠 子

出頭した当事者等 原告代理人 大澤武史
原告代理人 平山浩一郎
原告代理人 山本一貴
原告代理人 秀桜子
被告 宮内正巖
被告代理人 佐藤真理
被告代理人 白井啓太郎
被告代理人 安藤昌司
被告代理人 辰巳創史
被告代理人 星雄介

指 定 期 日 追って指定

弁 論 の 要 領 等

原告

1 準備書面 (平成 27 年 4 月 15 日付け) 陳述

2 準備書面 (平成 28 年 5 月 6 日付け) 陳述

被告

1 準備書面 (平成 28 年 4 月 22 日付け) の第 1 の 1 項 (4) の 6 行目に

「2016年7月15日」とあるのを、「2015年7月15日」と訂正
の上同書面陳述

2 準備書面（平成28年4月25日付け）第2の2項（4）エの15行目
に「民法各局」とあるのを、「民放各局」と訂正の上同書面陳述
証拠関係別紙のとおり

裁判官

弁論終結

裁判所書記官 山口悠

